行橋市総合評価方式特別簡易型試行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、行橋市が発注する建設工事の請負契約について、地方自治法施行令(昭和22年 政令第16号。以下「政令」という。)第167条の10の2(第167条の13において準用する 場合を含む。)に規定する価格その他の条件が当市に最も有利なものをもって申込みをした者を落札者として決定する方法(以下「総合評価方式」という。)による競争入札のうち、技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事を対象とするもの(以下「特別簡易型」という。)を試行するにあたり、必要な事項を定める。

(対象工事)

- 第2条 特別簡易型の対象工事は、一般競争入札及び指名競争入札に該当する工事のうちから市長が決定する。
- 2 市長は、前項の試行対象の決定にあたっては、行橋市工事請負業者選考委員会要綱(昭和52年5 月行橋市告示第24号)第2条の規定により設置された工事請負業者選考委員会(以下「選考委員会」 という。)の審議を経るものとする。

(学識経験者の意見聴取)

- - (1) 落札者決定基準(政令同条第3項に規定するものをいう。以下同じ。)を定めようとするとき。
 - (2) 前号の意見聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとする ときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴き、改めて意見を聴く必要があると の意見が述べられた場合であって、当該落札者を決定しようとするとき。
- 2 前項の学識経験者の意見聴取は、当分の間、福岡県総合評価技術委員会要綱に規定する福岡県総合 評価技術委員会(以下「技術委員会」という。)で行うものとする。

(入札公告等に示す事項)

- 第4条 市長は、特別簡易型による競争入札を実施しようとするときは、入札公告又は指名通知等に次に掲げる事項を明示しなければならない。
 - (1) 特別簡易型の適用工事である旨
 - (2) 当該特別簡易型に係る落札者決定基準
 - (3) 価格以外の評価に必要な資料(以下「技術資料」という。)に関する事項

(4) その他必要な事項

(落札者決定基準)

- 第5条 特別簡易型の落札者決定基準には、次に掲げる評価項目につき、評価の細目、得点配分、その 他の基準を定める。
 - (1) 入札参加者の施工実績及び能力に関する事項
 - (2) 配置予定技術者の能力に関する事項
- 2 市長は、前項に掲げる基準のほか、必要と認める評価項目及び当該項目の評価基準を落札者決定基準に加えることができる。
- 3 前2項の落札者決定基準の決定にあたっては、あらかじめ、第3条に規定する技術委員会の意見聴取に加え、選考委員会の審議を経なければならない。

(技術資料の提出)

- 第6条 入札参加者は、定められた期限までに技術資料を市長に提出しなければならない。
- 2 技術資料の作成等に要する費用は、入札参加者の負担とし、提出された技術資料は返却しない。
- 3 定められた期限までに技術資料を提出しない者については、当該競争入札への参加を認めない。
- 4 期限後においては、提出された技術資料の訂正、差替え及び再提出は、認めない。 (評価の方法)
- 第7条 特別簡易型による評価は、第5条第1項及び第2項に掲げる評価項目に得点を配分して行う。
- 2 評価点は、入札参加資格を有している場合に標準点(100点)を付与し、前項の評価項目に係る 点数(以下「加算点」という。)を加算した合計点とする。ただし、加算点の合計は20点を上限と する。
- 3 落札決定に係る総合評価は、評価点を当該入札者の入札価格で除して得た数値(以下「評価値」という。)をもって行う。

(加算点の算定)

第8条 前条第2項に規定する加算点は、選考委員会において算定する。

(落札者決定の方法)

- 第9条 市長は、入札価格が予定価格及び低入札価格調査制度(政令第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項の規定に基づき、落札者を決定するための調査をいう。)の制限の範囲内である者のうち、評価値が最も高い者を落札者として決定する。
- 2 前項の評価値で最も高い者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。 (落札結果等の通知及び公表)

- 第10条 市長は、落札者を決定したときは、速やかに入札参加者にその旨を通知するとともに、次に 掲げる事項を公表する。
 - (1) 工事の名称
 - (2) 工事の場所
 - (3) 評価項目及び評価基準
 - (4) 入札参加者の入札金額、加算点及び評価値
 - (5) 特別簡易型による競争入札の結果
 - (6) 請負金額
 - (7) 予定価格
 - (8) 工事担当課
- 2 前項の規定による入札参加者に対する通知のうち、落札者とならなかった者への通知は、落札結果 等の公表をもってこれに代える。

(落札者とならなかった理由の説明)

- 第11条 入札参加者のうち落札者とならなかった者は、落札結果等の公表を行った日の翌日から起算して5日以内(行橋市の休日を定める条例(平成元年行橋市条例第26号)第1条に規定する市の休日(以下「休日」という。)を含まない。)に、落札者とならなかった理由について、市長に対して書面により説明を求めることができる。ただし、当該入札参加者以外の者の評価内容については、説明は行わない。
- 2 市長は、前項の理由の説明を求められたときは、その求められた日から起算して5日以内(休日を含まない。)に、書面により回答する。

(技術資料に虚偽記載等があった場合等の措置)

- 第12条 市長は、落札者が提出した技術資料に虚偽記載等があったと判明したとき、又は不正の手段 により落札者となったことが判明したときは、契約の解除、指名停止等の措置を行うことができる。
- 2 前項の規定は、落札者が共同企業体であるときは、その全ての構成員について適用する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(平成22年6月3日告示第55号)

この告示は、平成22年8月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日告示第40号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。